

議案第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表（2）の項中

「

水防本部若しくは災害対策本部が設置
されているとき、又は市長が特に必要
があると認めるときに、荒雨天等の現場に
おいて災害対策業務に従事した職員

」

を

「

災害対策本部若しくは災害警戒本部が
設置されているとき、又は市長が特に必
要があると認めるときに、河川、道路、
避難所その他の災害現場において災害
対策業務に従事した職員

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表
(現行)

別表(第2条関係)

種類	支給範囲	支給額
(2) 災害対策業務従事手当	水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき、又は市長が特に必要があると認めるときに、 <u>荒雨天等の現場において災害対策業務に従事した職員</u>	1日 1,500円

(改正案)

別表(第2条関係)

種類	支給範囲	支給額
(2) 災害対策業務従事手当	<u>災害対策本部若しくは災害警戒本部が設置されているとき、又は市長が特に必要があると認めるときに、河川、道路、避難所その他の災害現場において災害対策業務に従事した職員</u>	1日 1,500円

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正概要

1 改正理由

特殊勤務手当の災害対策業務従事手当について、令和6年能登半島地震による地方公共団体の職員派遣における災害対策業務従事手当の支給対象となる業務の指針が示されたため、総務省からの運用指針に準じて、本市の支給対象業務の見直しを行う。

2 改正内容

条例及び事務取扱要綱では、「荒雨天等の現場」において、倒木の撤去、土のうの積み上げ、道路の応急的な補修作業及びそれらの作業に関連する交通整理等又は応急危険度判定等の危険な建物の内部での作業等の災害対策業務に従事した職員を支給対象としていたが、その他に避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査等の災害現場での業務に従事した職員も支給対象とする取扱いに変更する。

なお、令和6年能登半島地震による業務に限定することなく、今後の本市及び他自治体の災害対策業務についても対象とする。

3 手当額（※変更なし）

1日1,500円

※勤務時間内外を問わず、勤務時間内の現場における従事時間数と、勤務時間外における従事時間数との合計が、1日につき4時間以上の場合は日額を、4時間未満の場合は日額の2分の1を支給する。

※時間数計算は、暦日とする。

4 施行日

公布の日から施行する。

総行給第8号
総行派第3号
令和6年1月19日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
応援派遣室長
（公印省略）

災害応急作業等手当の運用について

この度の令和6年能登半島地震により被災された地方公共団体の一日も早い復旧等に向けて、各地方公共団体におかれましては、多大な御尽力をいただいているところです。

現地での業務を行うに際し、災害応急作業等手当について、国においては、人事院規則9—30（特殊勤務手当）第19条の規定により、異常な自然現象により災害が発生した現場（河川の堤防、道路又は港湾施設等）で行う巡回監視、応急作業又は災害状況等の調査等の業務を対象として支給されることとなっております。

地方公共団体の職員は、このような業務のほか、国の職員が業務を行うことが想定しにくい多くの現場業務に従事しており、例えば、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうることにご留意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室 給与第二係 電 話 03-5253-5549（直通）
